

# 平成24年度地下水質調査結果について

## 1 概況調査

### (1) 調査の概要

地下水の水質汚濁に係る環境基準の維持達成状況を調査するため、全県を4キロメートル四方に区分し、山間部を除く151区画(群馬県99、前橋市13、高崎市18、伊勢崎市9、太田市12)の井戸について、地下水質の調査をしました。  
 なお、この調査は水質汚濁防止法第16条第1項による「水質測定計画」に基づいて平成元年から毎年実施しています。

### (2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

実施主体	調査井戸数		調査項目	調査実施時期
群馬県	99	48	3項目(注1)	11-12月
		26	15項目(注2)	
		25	28項目(注3)	
前橋市	13	11月		
高崎市	18			
伊勢崎市	9			
太田市	12	10	15項目(注2)	
		2		

(注1)3項目とは、次のとおり。

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

(注2)15項目とは、(注1)の3項目に次の12項目を追加した項目です。

カドミウム、鉛、砒素、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、ふっ素、ほう素、塩化ビニルモノマー、1, 4-ジオキサン

(注3)28項目とは、(注1)の3項目及び(注2)の12項目に次の13項目を追加した項目です。

全シアン、六価クロム、総水銀、アルキル水銀(総水銀が検出された場合のみ)、PCB、1, 2-ジクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン

### (3) 調査結果

調査を実施した151本の井戸のうち、16本の井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1本の井戸で砒素が環境基準を超過しました。この他の調査項目で環境基準の超過はありませんでした。

#### ○平成24年度地下水概況調査環境基準超過一覧(単位: mg/l)

井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*	砒素	井戸番号	所在地	硝酸性窒素等*	砒素
8-24	前橋市茂木町	13		87-24	甘楽町白倉	15	
19-11	高崎市金古町	17		89-24	安中市松井田町下増田	14	
29-5	桐生市新里町板橋	27		118-24	みなかみ町羽場		0.048
33-24	伊勢崎市香林町2丁目	21		126-13	昭和村貝野瀬	13	
47-20	みどり市笠懸町久宮	11		128-18	沼田市屋形原町	13	
48-24	太田市 新田市町	13		137-24	館林市青柳町	18	
52-24	太田市別所町	15		140-11	板倉町海老瀬	16	
60-10	渋川市赤城町長井小山田	28			環境基準	10	0.01
63-24	渋川市赤城町勝保沢	21					
84-24	高崎市吉井町本郷	23					

\*硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

#### (参考)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の過去10年間の環境基準超過状況

年 度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
調査実施数	151	105	88	88	151	151	151	151	151	151
基準超過数	36	29	12	17	29	27	23	33	30	16
超過率(%)	23.8	※(27.6)	※(13.6)	※(19.3)	19.2	17.9	15.2	21.9	19.9	10.6

※全151地点での調査でないため、参考値です。

## 2 継続監視調査

### (1) 調査の概要

概況調査等により地下水の汚染が明らかになった地域について、継続的に監視を行うための調査です。国土交通省が実施している定点観測も、継続監視調査に位置づけています。なお、概況調査と同じく、水質汚濁防止法第16条第1項による「水質測定計画」に基づいて行う調査です。

### (2) 調査項目別井戸数及び調査実施時期

測定機関	継続監視調査				計	調査時期
	汚染地区			定点観測*		
	硝酸性窒素 及び亜硝酸性窒素	揮発性 有機化合物等	重金属等			
群馬県	20	18	2	—	40	9月
前橋市	—	14	—	—	14	7月、1月
高崎市	—	5	—	—	5	4月、10月
伊勢崎市	—	3	—	—	3	5月、8月、11月、2月
太田市	—	—	—	—	—	—
国土交通省	—	—	—	3	3	8月、11月
計	20	40	2	3	65	

\*概況調査における28の調査項目について、調査を行いました。

### (3) 調査結果

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素では濃度の減少傾向が認められましたが、他の井戸の検出濃度については、概ね前年並みでした。

なお、複数年にわたり環境基準を達成している地区については、随時終了調査を実施していきます。

## 3 井戸の所有者に対する指導

環境基準を超える値が検出された井戸の所有者に対して、飲用を控えるよう指導を行いました。

## 4 地下水の水質保全のための主な取り組み

工場・事業場に対する有害物質の適正な取扱い及び地下浸透防止の指導を実施しており、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、次のような取り組みを実施しています。

#### ア 農業関係

環境への負荷が少ない施肥技術の普及を行っています。

#### イ 畜産関係

家畜排せつ物の適正な処理及び管理の指導を行っています。

#### ウ 生活排水関係

「群馬県汚水処理計画」に基づき、地域の実情に即した生活排水施設の整備を進めています。